

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月24日(火) 午前9時30分から

2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君

推進委員	◎	渡邊	浩	君
	◎	日高	伸作	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	山田	博昭	君
	◎	楠	忠久	君
	◎	川崎	太一	君
	◎	田中	三九雄	君
	◎	白川	満秀	君

4. 欠席委員(5人)

欠席者	4番	西橋	豊啓	君
	7番	内田	政人	君
	14番	神宮司	守昭	君
	◎	浜田	芳郎	君
	◎	備	邦雄	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第4号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について
報告 第5号 農地法第3の許可申請書の取り下げについて
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第19号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鶴田	洋治
係長	川東	卓磨
主事	岩川	篤也
相談員	西田	博隆

7, 概要

事務局 (鶴田 洋治君)

おはようございます。本日は西橋委員、内田委員、神宮司委員が欠席です。推進委員では浜田委員と備委員が欠席です。

ただ今より平成 30 年度第 4 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 6 番委員の岩川原造委員にお願い致します。

憲章朗唱 (6 番委員)

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長 (鎌田 秀久君)

大変暑い日が続いております。委員さんの中にも体調不良が発生しているようでございます。

私ども新体制に入りまして 2 年目に入ろうとしているところですが、皆さんにたくさんの課題を提供しております。国の農政改革の姿勢というのはまだまだ続いておまして、何回もお知らせしております。土地改良法の改正等について来年の 4 月 1 日から施行といわれております。

また皆さんも新聞等でご存知かと思いますが、中間管理事業につきましても理事の中に担い手を含めよとか評議委員は担い手を過半占めるようにといった方向性が示されております。私どもの活動の如何によってまだまだこれからいろんな課題が出てくるのかなと思っております。

中間管理事業等につきましては今年度 5 年目ということで見直し時期になっているようでございます。情報によりますと協力金のいくらかはそのまま存続の意向だと聞かされてはおりますが、まだまだ分からないところです。また、中間管理事業に活用する時の事務的な期間、今のところ 4 カ月ほどかかっておりますが、これを市町村が行う経営基盤法なみの早さで活用できるような方向にと検討がなされているようでございまして、結果がどういう方向に収まるのか事務局も関心を持って臨みたいと思っております。

本日は委員さんの欠席も多いようですが皆さんの積極的なご意見で議事を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 5 番委員の平田耕作委員、6 番委員の岩川原造委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 4 号。耕作放棄地の農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局 (鶴田 洋治君)

報告第 4 号。耕作放棄地の農地・非農地はんだんについて、「耕作放棄地全体調査要領」(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知)に基づき把握された耕作放棄地について、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準について(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号農林水産省経営局長通知)大字宮之浦地区の現地調査を実施し、別紙のとおり非農地判断をしたので報告いたします。

現地調査の詳細に追記ましては、調査集落名：宮之浦地区。現地調査年月日：平成 30 年 6 月 13 日。調査者：内田委員。事務局から岩川と西田。調査した筆数：316 筆。合計面積：216,468 m²。そのうち非農地と判断した筆数：151 筆、107,041 m²。非農地と判断しなかった詳細についてはお目通しください。以上です。

会長 (鎌田 秀久君)

この非農地判断については過去には皆さんの議決を求めていたんで

会長（鎌田 秀久君）

すが、運用見直しで議決を要しないということになっておりますので、報告という形になっております。今回非農地として判断しなかった土地というのは半数ほどございますので、こちら辺の説明を事務局から。

事務局（川東 卓磨君）

非農地と判断しなかった内訳ということで、113筆が無断転用ということなんですが、過去に許可を得ているかもしれないけど地目が変わっていないと思われるところも含まれております。この非農地判断については人的改廃については無断転用として扱い、非農地としての判断はできませんので、このような場所については個々で非農地証明願いによって地目を変更するようにご指導をいただきたいと思っております。

会長（鎌田 秀久君）

皆さん方からお聞きしたいことなどございますか。

先ほど事務局からもございましたが、過去に転用の許可を受けているかもしれないところも含まれるということについて、北部について許可の履歴が事務局では把握ができておりません。そういう関係でもししたら許可を受けてるのかも。ということです。南部につきましては15年ほど前までなら確認ができるんですが。

そういうことで、個々で非農地証明願いを出して頂ければほぼ非農地として認められるだろうということですので、委員さんの仕事としてまとめて出して頂ければ仕事の効率はあがると思っております。

そういうふうにご理解ください。

続きまして報告第5号です。農地法第3条の許可指令書の取消しについて事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

報告第5号。農地法第3条の許可指令書のとりけしについて、次のとおり許可指令書の取消し願いがあったので報告いたします。

整理番号1番。申請人：譲受人■■■■■さん、譲渡人■■■■■さん。土地の所在：■■■■■、■■■■■、■■■■■m²。利用状況：山林。第1種農地。事由：『耕作しようとしたが雑木等が生えており畑としての使用が困難なため。』ということです。

会長（鎌田 秀久君）

この案件は昨年許可を受けて取得したんですが、その後本人が耕作が可能かどうかを判断したようです。私も本人には取り消しをする分、耕作できる分の整理をきちんとするように話しております。

この案件について皆さん方からご質問がございますか。

（「ありません。」の声あり）

ではこのようにご承知ください。

続いて6ページです。議案第17号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第17号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号15番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借。申請人：■■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■■浩さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、他■■筆。地目：畑。■■筆の合計面積：■■■■■m²。すべて農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：エンドウが9月から5月、ヤマイモが5月から2月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、所有面積が■■■■■m²、借地が■■■■■m²。申請人の経験年数：■■年、■■年。農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1、耕耘機・1です。

事務局（鶴田 洋治君）	<p>非耕作地はございません。周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。</p> <p>貸借期間は平成 30 年 8 月 1 日から平成 40 年 7 月 31 日までの 10 年間です。</p> <p>今回は規模拡大ということです。機械の保有状況、営農計画を見ても特に問題の無いことから農地法第 3 条第 2 項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
会長（鎌田 秀久君）	<p>整理番号 15 番について担当委員さんからご説明をお願いいたします。</p>
6 番（岩川 原造君）	<p>借人は今■■■■の■■■■の上がり口に■■■■筆借りているんですけど、水が多くてヤマイモに合わないということで、■■■■筆を返したようです。申請人はまじめな方で農業を頑張っております。特に問題はないと思います。 以上です。</p>
会長（鎌田 秀久君）	<p>整理番号 15 番について皆さん方からご意見・ご質問、いかがでしょう。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p> <p>整理番号 15 番は許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 15 番は許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号 16 番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（鶴田 洋治君）	<p>整理番号 16 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■■さん（■■■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■、■■■■m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：タンカン、その他果樹が 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況としまして、所有面積が■■■■m²。貸地が■■■■m²、合計■■■■m²。申請人の経験年数・■■■■年、■■■■・■■■■年。農機具等の保有状況：トラクター・1、刈払機・4、動噴・2、耕耘機・1、モア・1、管理機・3です。非耕作地はございません。周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。</p> <p>農機具の保有状況、営農計画等を見ても特に問題もみられないことから、農地法第 3 条第 2 項の各要件を満たしていると判断いたします。</p>
会長（鎌田 秀久君）	<p>整理番号 16 番について担当委員のご意見ををお願いいたします。</p>
13 番（上山 竜太君）	<p>申請地はタンカンの他にいろいろな種類の柑橘樹が植わっております。実際に■■■■さんがしっかりと管理されていますので問題ないと思います。</p>
会長（鎌田 秀久君）	<p>整理番号 16 番について皆さん方からご質問とうございますか。</p>
3 番（牧 潤三君）	<p>贈与となっておりますが、申請人の関係は。</p>
13 番（上山 竜太君）	<p>譲渡人は譲受人の奥さんのお姉さんということです。■■■■の方に住んでいらっしゃるということで、■■■■さんに譲るといことです。</p>
会長（鎌田 秀久君）	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p>

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 16 番は許可することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号 16 番は許可することに決定いたします。

続きまして 13 ページです。議案第 18 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第 18 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号 5 番ですが、先ほどの整理番号 16 番の申請人の追加案件となります。申請人：[redacted] さん（[redacted] 歳）。土地の所在：[redacted]、[redacted]、[redacted] m²。利用状況：宅地。第 2 種農地・都市計画区域内。事由：『隣接地 [redacted]（宅地）の車庫・駐車場・進入道路・庭として利用されている。』ということです。

宅地に関しては平成 18 年に申請人の [redacted] が農地法第 5 条で取得をしましたが、現在は亡くなっております。家を建てた 1 年後に倉庫を建築して現在に至るんですが、農地を含め一般住宅の基準面積である 500 m²を超えているため始末書付きでの申請になっております。すでに車庫も作られておりますので資金は必要なく、被害防除計画書・誓約書をみても問題もみられず、第 2 種農地・都市計画区域内ということもあり、転用はやむを得ないと判断いたします。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 5 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

13 番（上山 竜太君）

先ほどの件の隣接地です。20 ページの写真でわかるように花壇・駐車場・車庫となっております。本来なら家を建てる際に全て申請等されるべきなんですが、そこまで知識がなかったということで今回手続きをしていただくという形になりました。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 5 番について皆さん方からご意見・ご質問等いかがでしょうか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 5 番について、やむを得ないという事で計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 5 番は計画を認めることに同意するという事に決定いたします。

続きまして 21 ページです。議案第 19 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第 19 号。非農地証明願いについて次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号 4 番。申請人：[redacted] さん、代理人 [redacted] [redacted] さん。土地の所在：[redacted]、[redacted]、[redacted] m²。第 1 種農地。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『20 年程前より耕作しておらず、現在は雑木等が生えている状況である。』という事です。

申請地は 20 年以上前から耕作をしていないため、雑木等が生い茂っております。農地に復元するには多大な労力と費用がかかるため、非農地とみてやむを得ないと考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 4 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

◎（山田 博昭君）

24 ページをご覧ください。現地は雑木で重機を入れても耕作は不可能だと感じました。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号4番について皆さん方からご意見をいただきます。

3番（牧 潤三君）

代理人は9月に3条申請が許可されたということですが、それはどう考えていますか。

会長（鎌田 秀久君）

その件に関しては私の方からお答えいたします。

申請人の■■■■さんは代理人の母親です。昨年の9月時点では親名義の農地は自分が引き継ぐんだということで3条の許可はもらったんですが、その後、前回は許可の取消しができて、本当に自分ができる農地はどこどこなのかということをも自分で考えたようです。非農地に該当する部分については引き受けられないということで親に返して、改めて農地を整理しようという姿勢です。

本人が許可を受ける時に早まったなという反省はしておりました。

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号4番について非農地と認めることはやむを得ないということでもよろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

整理番号4番は非農地と認めることに決定いたします。

続きまして整理番号5番です。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号5番。申請人：■■■■さん、代理人■■■■さん。土地の所在：■■■■、他■■筆。地目：すべて畑。■■筆の合計面積：■■■■㎡。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『平成3年に茶畑を取得し生産に励んだが、茶品種が時代に合わない植え替え時期のものだったこともあり、収穫しても返済に届かず10年経たずに出稼ぎで返済をしなければならない状況になった。その後茶農家に使用貸借もしていたが収穫量が見合わず返還された。その後は耕作されず現在に至る。』ということです。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号5番について担当委員のご意見をお願いいたします。

5番（平田 耕作君）

代理人は■■■■です。■■■■さんとは親戚だと聞いております。現状は現地写真のとおり雑木が生い茂り機械を入れないと畑は難しいかなと思います。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号5番について皆さん方からご意見・ご質問等いただきます。

（「ありません。」の声あり）

整理番号5番について非農地と認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号5番の3筆は非農地と認めることに決定いたします。

続きまして整理番号6番です。事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号6番。申請人：■■■■さん。土地の所在：■■■■、他■■筆。地目：すべて■■。■■筆の合計面積：■■■■㎡。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『取得時にはパパイヤ・バナナ・グァバ・ブルーベリーなどを作付けしていたが気象状況で越冬できず枯れるようになったため、収穫ができなくなった。10年程前からは耕作しておらず現在に至る。』という事です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号6番について担当委員のご意見をお願いいたします。

5 番 (平田 耕作君)

28 ページの④番は砂利が敷いてあったり、グアバ・ブルーベリーの木が雑木の中に紛れている状態です。非農地とみて仕方ないかなという考えです。⑤番はススキが生い茂っている状況です。草を刈って耕運機を入れれば使えると判断しております。31 ページの2筆に関しては雑木で覆われておりますし近隣は住宅化しておりますので、農地への復元は難しいと思います。以上です。

会長 (鎌田 秀久君)

整理番号6番は■筆ございます。皆さん方からご意見いただきます。■に関して現況がススキであり容易に農地に復元できるという調査結果のとおり、非農地として判断しない。2■、■、■、■に関しては、非農地として認めるということでご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

■は認めない。■、■、■は認めるということに決定いたします。

続きまして整理番号7番です。事務局から説明をお願いします。

事務局 (鶴田 洋治君)

整理番号7番、8番は関連がございますので一括で説明いたします。

整理番号7番。申請人：■さん
■さん。土地の所在：■、■、■^{m²}。

第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『申請人は相続でこの土地を取得したが長らく島外に居たため耕作できずにいた。また、畑として利用するには面積が小さく街中の土地であるため隣接する人がいつの間にか庭として利用していた。』ということです。

整理番号8番です。申請人：■さん
■さん。土地の所在：■、■、■^{m²}。

第2種農地。
申請地は宅地の一部となっており家庭菜園として利用されております。農地に復元するのは困難と思われるので非農地とみてやむを得ないと判断いたします。

会長 (鎌田 秀久君)

整理番号7番、8番について担当委員のご意見をお願いいたします。

14 番 (神宮司 守昭君)

35 ページの航空写真をお願いします。県道沿いに申請地がございますが、県道と水路の残地です。■^{m²}と■^{m²}で、一部が家庭菜園、一部が庭となっております。非農地としてやむを得ないと思っております。

会長 (鎌田 秀久君)

整理番号7番・8番について皆さん方からご意見いただきます。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ整理番号7番・8番について非農地と認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号7番・8番は非農地と認めることに決定いたします。

事務局（鶴田 洋治君） 【行事予定説明】

会長（鎌田 秀久君） 以上をもちまして、第4回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時35分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

5番

6番

平成30年7月24日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久